

○奈良県警察本部当直規程（昭和42年1月25日本部訓令第2号）

[沿革] 昭和42年5月本部訓令第12号、7月第22号、11月第32号、43年6月第16号、44年3月第6号、46年3月第8号、47年3月第4号、48年1月第2号、3月第4号、11月第27号、50年9月第14号、61年3月第3号、平成元年5月第4号、2年1月第1号、4年4月第9号、7月第23号、12月第30号、5年7月第20号、7年12月第32号、8年8月第14号、10年3月第7号、11年3月第5号、6月第14号、13年3月第3号、16年3月第5号、6月第11号、17年7月第12号、19年3月第11号、20年1月第2号、3月第16号、22年2月第2号、23年3月第6号、26年2月第6号改正

（目的）

第1条 この規程は、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号。以下「処務規程」という。）第50条第1項の規定に基づき奈良県警察本部（以下「本部」という。）における当直勤務について必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 本部における当直勤務に従事する者（以下「当直勤務員」という。）の任務は、奈良県警察庁舎管理規程（昭和50年12月奈良県警察本部訓令第17号）及び奈良県警察本部庁舎防火管理規程（昭和40年12月奈良県警察本部訓令第15号）に定めるもののほかおおむね次のとおりとする。

- (1) 重大事件・事故発生時の事件処理等のための必要な措置
- (2) 庁舎内外の警戒警備及び異常事態発生時の初動措置
- (3) 報告、照会、手配等の取扱い
- (4) 遺失物及び拾得物の取扱い
- (5) 文書の受付
- (6) 装備品の貸出し及び車両の管理
- (7) かぎの取扱い
- (8) 有線電話の交換業務

（勤務員）

第3条 当直勤務員は、本部に勤務する警部以下の警察官をもって充てる。ただし、奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成4年7月奈良県警察本部訓令第23号）第2条第2項に定める交替制勤務に従事する者、処務規程第49条第2項に定める者、処務規程第50条第3項に基づき所属長が定めるところにより当直勤務に就く者、奈良県警察職員健康管理規程（平成4年12月奈良県警察本部訓令第30号）第16条第1項の規定に基づき要軽業の指示区分を受けている者その他警務部警務課長（以下「警務課長」と

いう。)において当直勤務に就かせることが適当でないとする。

(勤務時間)

第4条 当直勤務の時間は、宿直勤務にあつては午後5時15分から翌日の午前8時30分までとし、日直勤務にあつては午前8時30分から午後5時15分までとする。

(当直勤務員の種別等)

第5条 当直勤務員の種別、種別ごとの人数、勤務場所、それぞれの種別に充てるべき職員及び種別ごとの職務内容は、次表のとおりとする。

種別	人数	勤務場所	充てるべき職員	職務内容
当直長	1人	庁舎警備室	第3条に定める者のうち、警部の階級にある警察官	1 総合当直員の指揮監督 2 即報事案等の処置 3 報道機関への広報 4 庁舎の管理 5 その他当直事務の処理
総合当直員	6人	庁舎警備室	1 第3条に定める者のうち、警部補以下の階級にある警察官。 2 総合当直員の部門ごとの割振りは、警務部1人、生活安全部1人、刑事部2人、交通部1人及び警備部1人とする。	1 即報事案の受理、応急処理その他本部各所属の所管に属する事項の応急処理 2 本部庁舎及びその周辺施設の警戒警備並びに保全 3 各種手配、照会等の処理 4 各種相談の処理 5 庁内記章の取扱い 6 来庁者の対応 7 文書の收受 8 施設、車両等のかぎの保管 9 遺失物及び拾得物の取扱い 10 有線電話の交換接続の処理 11 電話番号照会の処理 12 その他報告連絡事項の受理及び応急処理

2 警務課長は、特に必要があると認めた場合においては、臨時に当直勤務員を増強することができる。

(勤務割当て)

第6条 警務課長は、毎月、当直勤務の割当てを行い、所属長を通じて本人に通知しなければならない。

- 2 当直勤務を命ぜられた者が出張、入校、病気、その他やむを得ない理由により勤務に服することができない事情が生じたときは、所属長は代直員を定め警務課長に報告しなければならない。

(服装及びけん銃の携帯)

第7条 当直勤務員の服装は制服とする。

- 2 当直勤務員は、左上腕部に第5条第1項に定める種別を表示した腕章を着用しなければならない。
- 3 警務課長は、必要があると認めるときは当直勤務員にけん銃を携帯させるものとする。

(服務)

第8条 当直勤務に服すときは、警察職員としてふさわしい服装と言動で勤務に服さなければならない。

- 2 当直長は、当直勤務に服すときは警務課長に申告して任務付与を受け、当直勤務が終了したときは、当直結果を報告しなければならない。
- 3 総合当直員は、当直勤務に服すとき及び当直勤務が終了したときは、当直長にその旨申告しなければならない。
- 4 当直勤務員は、みだりに勤務場所を離れてはならない。やむを得ない理由により、その場所を離れるときは、当直長に報告し、その指示を受けなければならない。

(当直体制の取りまとめ)

第9条 当直長は、当直勤務に就いたときは、総合当直員を指揮し、当直勤務体制報告受理表(別記様式第1号)により当直勤務体制(日曜日、土曜日並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月奈良県条例第29号)第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日等」という。))における警察署の午前8時30分から午後5時15分までの勤務体制を含む。)を取りまとめるものとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日等の宿直勤務に就く場合を除く。

(連絡協調)

第10条 当直勤務員は、本部に勤務する交替制勤務員並びに近畿管区警察局奈良県情報通信部の当直員及び県庁舎守衛と連絡を保ち互いに協力しなければならない。

(警戒警備)

第11条 当直長は、自ら又は総合当直員を指揮して庁舎内外を巡視し、火気の始末、窓

及び出入口の閉鎖、消灯の状況、不審物件の有無等を点検するとともに、部外者の庁舎への出入りに関しては、住所、氏名、用件、行き先等を確認し、特に所持品については厳重にチェックする等事故の防止に努めなければならない。

(異常事態発生時等の措置)

第12条 当直長は、当直勤務中、庁舎及び敷地内において爆発、過激派集団等によるゲリラ攻撃、多数人による抗議、大規模な災害、火災又は盗難等の異常事態が発生したときは、直ちに初動措置を講ずるとともに主管部長を経て警察本部長に即報しなければならない。

(即報事案等の処置)

第13条 当直長は、当直勤務中、処務規程第41条に定める即報事案の報告を受け、又は重要な文書を受領したときは、直ちに主管課長に報告してその指揮を受け、必要な処置を採らなければならない。

(遺失物等の取扱い)

第14条 当直勤務員は、奈良県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年12月奈良県警察本部訓令第26号）に基づき、本部の施設の所在地を管轄する警察署長の指揮監督を受け、遺失物等の取扱いを行うものとする。

(かぎの取扱い)

第15条 庁舎各室の最終退庁者は、退庁時、窓の閉鎖及び火気を点検の上、出入口を完全に施錠した後、当該室のかぎを当直長に引き継がなければならない。

2 当直長は、前項の規定により引継ぎを受けたかぎは翌日各所属の出勤者に引き継がなければならない。この場合において、勤務終了時が休日等に当たるときは、交代の当直長に引き継ぐものとする。

(引継ぎ等)

第16条 当直長は、当直勤務を終了したときは、勤務中に取り扱った事項を当直勤務日誌（別記様式第2号）に記載し、警務課長に報告するとともに、必要な事項及び物件を主管課長に引き継がなければならない。ただし、勤務終了時が休日等に当たるときは、交代の当直長に引き継ぐものとする。

(指導教養)

第17条 警務課長は、当直勤務員を監督し、必要に応じて指導教養を行うものとする。

(当直長の交替制勤務員等に対する指揮)

第18条 本部に勤務する交替制勤務員及び毎日勤務員は、庁舎管理に伴う事務及び一般サービスについては当直長の指揮命令に従わなければならない。

(委任)

第19条 この訓令に定めるもののほか、当直勤務に必要な事項は、警務部長が定める。

附 則

この訓令は、昭和42年2月1日から施行する。

附 則 (昭和42年5月17日本部訓令第12号)

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和42年4月22日から適用する。

附 則 (昭和42年7月31日本部訓令第22号)

この訓令は、昭和42年8月1日から施行する。

附 則 (昭和42年11月17日本部訓令第32号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和42年8月17日から適用する。

附 則 (昭和43年6月29日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月31日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月31日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月7日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年1月26日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和48年2月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月23日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和48年3月23日から施行する。

附 則 (昭和48年11月5日本部訓令第27号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年8月24日から適用する。

(経過規定)

2 この訓令による改正前の各用紙は、当分の間なお用いることができる。

附 則 (昭和50年9月14日本部訓令第14号)

この訓令は、昭和50年9月29日から施行する。

附 則 (昭和61年3月6日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和61年3月6日から施行し、この訓令による改正後の奈良県警察職員の自宅待機に関する訓令、奈良県警察処務規程及び奈良県警察本部当直規程の規定は、昭和61年1月1日から適用する。

附 則 (平成元年5月9日本部訓令第4号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成元年5月13日から施行する。

附 則 (平成2年1月11日本部訓令第1号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成2年2月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月9日本部訓令第9号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成4年4月20日から施行する。

附 則 (平成4年7月31日本部訓令第23号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成4年12月28日本部訓令第30号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年7月22日本部訓令第20号)

この訓令は、平成5年7月25日から施行する。

附 則 (平成7年12月7日本部訓令第32号)

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則 (平成8年8月21日本部訓令第14号)

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月19日本部訓令第7号)

この訓令は、平成10年3月25日から施行する。

附 則 (平成11年3月4日本部訓令第5号)

この訓令は、平成11年3月4日から施行する。

附 則 (平成11年6月17日本部訓令第14号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月22日本部訓令第3号)

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成16年3月23日本部訓令第5号)

この訓令は、平成16年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成16年6月1日本部訓令第11号)

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日本部訓令第12号)

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日本部訓令第11号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成20年1月18日本部訓令第2号)

この訓令は、平成20年1月18日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日本部訓令第16号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成22年2月1日本部訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日本部訓令第6号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月24日本部訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

別記様式第1号（第9条関係）

当直勤務体制報告受理表（ 月 日）

本部当直長

所 属		TEL	当直長	当直勤務員数	当直員数	運線台 用車 無両数	行事その他管内の特殊情勢
第二庁舎	本 館						
	自動車警ら隊						
	機動捜査隊						
	櫃原分駐隊						
本 部	整備工場						
	鉄道警察隊						
	警察航空隊						
	科 搜 研						
	管制センター						
	運転免許課						
	高 速 隊						
	小瀬分駐隊						
	櫃原分駐隊						
警 察 学 校							
警 察 署	奈良警察署						
	奈良西警察署						
	生駒警察署						
	郡山警察署						
	西和警察署						
	天理警察署						
	桜井警察署						
	櫃原警察署						
	高田警察署						
	香芝警察署						
	五條警察署						
吉野警察署							
合 計							

別記様式第2号（第16条関係）

（表）

当直勤務日誌

部長	課長	次席

平成 年 月 日（ 曜日）		日直・宿直	
警務部長			
指示			
当直長			
総合 当直員	A		D
	B		E
	C		F
当直長			
取扱事項			

(裏)

警務關係 取扱事項	
生活安全 關係取扱 事項	
刑事關係 取扱事項	
交通關係 取扱事項	
警備關係 取扱事項	